

第 11 回 菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会会議録（要旨）

1 日時 平成 22 年 8 月 27 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

2 場所 菊陽町役場 2 階 庁議室

3 委員会概要

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）議事 ①条例素案について

②提言書提出

（4）閉会

4 議事要旨

○対照表について

・第 10 回委員会までの検討内容を条文化したものが左表。左表の内容は、今回の委員会までの間に各委員で検討し、その意見を反映させたものが右表。

・条文や解説について、その内容や表現を大きく変えたものを中心に説明。

P1 提言書タイトル

・この委員会の名称と合わせて「協働の仕組みづくりに関する提言書」（右表）とした。

P8（基本原則）第 3 条

・条文について変更はない。解説の 1（右表）に「学びとは…」と追加した。「学び」とは、単に知識を得ることだけではなくて自ら考え、能動的に学ぶことであることを表した。解説の 3 について、表現を変えたが内容の変更はない。

P18（町民参画の時期）第 10 条

・条文について変更はない。参画の時期は、施策等の案を修正できる余地を残して意見を聞くことが重要であり、そのうえで、できるだけ早い時期にすることがわかりやすくなる表現に変えた。

P19（提出された意見及び提案等の取扱い）第 11 条

・条文の第 2 項について、内容の変更はないが、第 2 項、第 3 項と分けて、読みやすく変更した。解説も条文に合わせて表現を変更した。

P26（町民討議会）第 18 条

・第 2 項について、左表では「住民基本台帳から無作為に…」と規定していた箇所を、右

表では「町民のうち、第 2 条第 1 号アに該当する者の中から無作為に…」とした。理由としては、住民基本台帳に記載してある氏名、住所、生年月日などを使うことは、個人情報 の目的外使用になり、条文に「住民基本台帳から無作為に…」と規定することができない。 よって、第 2 条第 1 号アに規定する者のほとんどが住民基本台帳に記載されている者にな ることから、「町民のうち、第 2 条第 1 号アに該当する者の中から無作為に…」という規定 に変えた。

解説は条文にあわせた表現に変えた。

○菊陽町協働の仕組みづくりに関する提言書について

・内容は（対照表）の右表の内容である。最後に添付資料があります。資料 1 は条例素案 の基本構成。資料 2 は条例素案の図解。資料 3 は検討委員会の名簿。資料 4 は検討委員会 の検討経過である。

【主な意見等】

委 員：P19 第 11 条第 2 項第 3 号の「その他正当な理由があるとき」とは、何を正当とす るのか解説に例示が必要である。拡大解釈して公表しないことが増えるのではな いか。

事務局：第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号に規定していること以外に公表できないような意見 等が出てくる可能性があるので規定した。

委 員：例示としては、特定の者の利益となるように、著しく不当な又は不公平な目的を もった意見などがある。

・公表できる内容であるか判断するのは誰か。

事務局：各課で判断することを想定しているが、町民参画推進会議で判断することも考え られる。

委 員：P26 第 18 条第 2 項について、町民の定義にある第 2 条第 1 号のイとウはなぜ入ら ないのかと言われたらどうするのか。

事務局：イとウに該当するものを把握することは現実的に難しい。

委 員：町民の定義は第 2 条第 1 号ア、イ、ウとなるが、無作為に抽出しようとした場合 は、アしかできないということを解説に書く必要があるのではないか。

委員：本日あった指摘箇所は、条文はそのまま解説の表現をもう少し詳しくするということになるので、修正を事務局に願います。

～休憩～

【提言書提出】

- ・委員長から町長へ提言書を提出。